

航空法

1. 案内情報

手続名：飛行場又は航空保安施設の設置許可

手続根拠：航空法（以下「法」という。）第38条第1項

手続対象者：飛行場又は航空保安施設を設置しようとする者

提出時期：飛行場又は航空保安施設を設置しようとするとき

提出方法：申請書を作成し、航空法施行規則（以下「規則」という。）第240条第1項第9号に掲げるもの以外のものにあつては、航空局飛行場部管理課（飛行場）、航空局管制保安部無線課（航空保安無線施設）、航空局管制保安部保安企画課航行視覚援助業務室（航空灯火）へ提出して下さい。なお、規則第240条第1項第9号に掲げるものにあつては、設置しようとする飛行場又は航空保安施設の所在地を管轄区域とする地方航空局の担当課（飛行場部管理課（飛行場）、保安部無線課（航空保安無線施設）、飛行場部電気課（航空灯火））へ提出して下さい。

手数料：あり（法第135条及び航空法関係手数料令第5条（飛行場）及び第6条（航空保安施設））

添付書類・部数：規則第76条（飛行場）、第98条（航空保安無線施設）及び第115条（航空灯火）に定めるところによる。

申請書様式：様式の特定はなし

記載要領・記載例：提出方法に記載した提出先となる担当課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

航空局 03 - 5253 - 8111（代表）

飛行場部管理課（内線49114）

管制保安部無線課（内線51413）

管制保安部保安企画課航行視覚援助業務室（内線51164）

東京航空局 03 - 5275 - 9292（代表）

飛行場部管理課（内線7313）

保安部無線課（内線7557）

飛行場部電気課（内線7398）

大阪航空局 06 - 6949 - 6211（代表）

飛行場部管理課（内線5114）

保安部無線課（内線5245）

飛行場部電気課（内線5176）

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

その他：東京航空局の管轄区域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形県、秋田県、福島県、宮城県、岩手県、青森県及び北

海道)

大阪航空局の管轄区域(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山
県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山
県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川
県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分
県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県)

3. 手続情報

審査基準：法第39条第1項に定めるところによる。

標準処理期間：飛行場3～6ヶ月

航空保安施設1～2ヶ月

不服申立方法：行政不服審査法の規定による